

午前１０時０３分 開会

○議長（山本一成君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

開議に先立ち、報告事項がございます。

昨日、東京都において開催されました全国市議会議長会第８３回総会外２件に私が出席をいたしました。その概要につきましては、別紙報告書をお手元に配付いたしておりますので、これにより御了承願います。

これより、会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第６号により行います。

それでは、日程第１により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告を願います。

観光経済委員会委員長。

（観光経済委員会委員長・野口哲男君登壇）

○観光経済委員会委員長（野口哲男君） 観光経済委員会は、去る６月１１日の本会議において付託を受けました議案４件につきまして６月１５日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

最初に、議第４４号平成１９年度別府市一般会計補正予算（第１号）関係部分についてであります。

まず、ONSENツーリズム局関係部分については、財団法人別府コンベンションビューローが解散したことにより、新たにコンベンションの誘致やコンベンション都市別府の広報・宣伝等をするための別府市コンベンション振興協議会に対する補助金や別府市コンベンション振興基金積立金及び福岡ヤフドームでの宣伝事業に伴う負担金の計上であり、また、海門寺温泉建設に伴う実施設計委託料等の計上、さらには第１回アジア・太平洋水サミット開催に伴う、県と別府市の共同事業等にかかる負担金計上であるとの説明がなされました。

委員より、今回建設される新しい海門寺温泉については、地元の住民や公園利用者とのコンセンサスを十分図りながら設計に当たってほしいとの要望がなされました。

また、農林水産課関係部分では、内成地区における美しい景観等、田園自然環境の保全・再生の視点に基づく水路の改修や東屋等の整備にかかる事業費、県海域での小型クラゲによる漁業被害の軽減を図ることを目的とした駆除対策事業に対する補助金の計上であるとの説明に対し、東屋等の整備に当たっては十分に配慮するようにとの意見がなされましたが、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第４８号別府市コンベンション振興基金条例の制定についてであります。

今後の別府市におけるコンベンションの振興を図ることを目的とし、誘致活動やコンベンション都市別府の広報・宣伝等の事業の財源に充てるため、別府市コンベンション振興基金を設置することに伴い条例を制定しようとするものであるとの当局説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第５４号市長専決処分について及び議第６０号市長専決処分について関係部分についてであります。

まず、議第５４号は、財団法人別府コンベンションビューローの解散に伴う清算により生じた残余財産が別府市に寄附されたものであり、これを別府市財政調整基金積立金として計上しているものである。

また、議第６０号は、道路交通法の一部を改正する法律の施行により条例を改正しようとするものであるとの当局説明を了とし、いずれも全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案４件に対する審査の概要と結果の報告を終わ

ります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（山本一成君） 厚生委員会委員長。

（厚生委員会委員長・松川峰生君登壇）

○厚生委員会委員長（松川峰生君） 厚生委員会は、去る6月11日の本会議において付託を受けました議第44号平成19年度別府市一般会計補正予算（第1号）関係部分外6件につきまして、6月15日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について報告いたします。

最初に、議第44号平成19年度別府市一般会計補正予算（第1号）関係部分について報告いたします。

まず、児童家庭課関係であります。当局より、北部地区児童福祉施設建設事業について、現在の内蔵保育所に隣接する大分県警察本部が所有する土地の取得にかかる経費及びそれに伴う既存建物の解体、設計の委託料等を計上し、また、財源については起債で確保するに当たり、社会福祉施設設備事業における80%の充当率で計上しているとの説明を了いたしました。

続いて、障害福祉課関係につきましては、自立支援給付に要する経費の追加額として、障害者自立支援法の施行による福祉サービス給付、就労継続支援給付、自立訓練給付にかかる経費をそれぞれ計上、また、それらに伴う国・県の負担金と補助金を計上している等の当局説明を了としたところであります。

続きまして、高齢者福祉課関係については、平成20年4月、民設・民営により移管されます扇山老人ホームの解体工事に伴う経費を計上し、解体後は公売により得られる売却益について、施設整備費補助金へ充当する予定であるとの当局説明を了とした次第であります。

続いて、保健医療課関係についてであります。平成20年4月1日から始まる後期高齢者医療制度の実施に向け、平成19年2月1日に大分県後期高齢者医療広域連合が設置され、その運営に伴う各市町村の経費負担金が、厚生労働省から示された電算システム仕様書により増加することが見込まれ、追加額を計上すると同時に、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するための、病院群輪番制による第2次救急医療施設である新別府病院が施設整備をすることに伴い、県の補助金を活用するものであり、歳入とともに計上したものであるとの当局説明を了といたしました。

最後に、保険年金課関係については、後期高齢者医療制度の開始に伴う、移行対象者のデータ整理のためのシステム開発委託料を特別会計へ繰り出しするものであるとの当局の説明を了といたしました次第であります。

以上の審議を経て、最終的に議第44号関係部分については、それぞれ採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第55号市長専決処分については、平成18年度別府市国民健康保険事業特別会計決算において、保険給付費等の伸びにより歳入不足を生じる結果となったため、平成19年度同事業歳入予算から繰り上げ充用を行ったものであるとの当局説明を適切妥当と認め、全員異議なく承認すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第53号市長専決処分については、環境安全課より大分県交通災害共済組合規約の変更について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるもので、市町村合併に伴う加入団体の減により、組合議員の定数を変更するものである。また、議第60号市長専決処分関係部分については、道路交通法の一部改正により自動車の種類に中型自動車が増えられたことに伴い、別府市駐車場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を定め、これまでの普通車の駐車料金を据え置くものであるとの説明を了

とし、それぞれ採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定いたしました。

最後に、議第４６号平成１９年度別府市老人保健特別会計補正予算（第２号）及び議第４５号平成１９年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）並びに議第５６号市長専決処分については、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決及び承認すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（山本一成君） 建設水道委員会委員長。

（建設水道委員会委員長・永井 正君登壇）

○建設水道委員会委員長（永井 正君） 建設水道委員会は、去る６月１１日の本会議において付託を受けました議第４４号平成１９年度別府市一般会計補正予算（第１号）関係部分外２件について、６月１５日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告をいたします。

初めに、議第４４号平成１９年度別府市一般会計補正予算（第１号）関係部分についてであります。

土木課及び都市計画課並びに建築住宅課関係部分は、国庫・県補助金及び地方債等の増額に伴う財源補正であるとの当局の説明を了としながらも、委員より、都市計画課に対し、亀川駅周辺整備事業について、現計画では駅利用者の送迎車の待機スペースが２台分しかなく、駐車場の整備もされていない。駅利用者の実態を把握し、付近の道路の状況や地域性を考慮に入れ、利用者ニーズに即した整備を行うべきである。また、そのほかにもＪＲ駅の構内に設置されたトイレの利便性の問題等々、別府、亀川両駅の整備に対し、厳しい意見や指摘、要望等がなされました。

建築住宅課関係部分では、現在建設中の西別府住宅について、１戸が複数台の車を有する現状にかんがみ、近隣住民に迷惑となる不法駐車地帯等を生み出さない対策を十分に講じてほしい等の意見や要望がなされた次第であります。

続いて、公園緑地課関係部分についてであります。当局より、別府駅周辺まちづくり交付金事業により平成２０年度施工予定である北浜公園リニューアルに伴う測量設計委託料を補正計上したものであり、地元住民及び商店街並びに近隣ホテル等から意見を聞きながら計画を作成し、整備を進めていきたいとの説明がなされました。これに対し委員より、北浜公園は地域住民が利用する街区公園ではなく、中心市街地に集まった人、ホテルの宿泊客等が利用する公園である。利用者の目線に合った整備をしてほしいなどの要望がありました。

そのほかにもるる質疑や意見交換がなされましたが、最終的に議第４４号平成１９年度別府市一般会計補正予算（第１号）、土木課、都市計画課及び公園緑地課並びに建築住宅課関係部分については、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

続いて、議第５１号工事請負契約の締結について。

下水道課より、昭和５３年に設置し、老朽化した中央浄化センターの高圧受変電設備更新工事の請負契約を締結しようとするものであるとの説明がなされましたが、これを適切妥当と認め、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第６０号市長専決処分について。

公園緑地課関係部分では、道路交通法一部改正に伴い、別府市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したものであるとの説明を了とし、採決の結果、全員一致でこれを報告のとおり承認すべきものと決した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（山本一成君） 総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長・江藤勝彦君登壇）

○総務文教委員会委員長（江藤勝彦君） 総務文教委員会が、去る6月11日の本会議において付託を受けました議案は、議第44号平成19年度別府市一般会計補正予算（第1号）総務文教委員会関係部分外7件であります。6月15日に委員会を開会し、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について簡単に御報告を申し上げます。

初めに、議第44号平成19年度別府市一般会計補正予算（第1号）総務文教委員会関係部分についてであります。

消防本部関係部分では、浜町出張所建てかえに要する経費として、これは昭和33年に別府市消防本部として建設され、49年が経過し老朽化した現浜町出張所を建てかえようとするものであるとの説明に対し委員より、今回の建てかえによりどのような改善がなされるのか、また、建てかえの間の対応はどのようにするのかとの質疑がなされ、建てかえに伴い、耐震強度が保全されることから、南部地区の防災の拠点としてより充実し、また災害時の一時避難場所等にも十分活用できるような施設となる。さらに、建設工事期間中は旧南小学校を仮の出張所として使用し、その間の消防活動は支障なく継続して業務するものであるとの説明がなされました。

教育総務課関係では、事務局運営に要する経費として、これはAED（自動体外式除細動器）24台の借上料であり、5年のリースで借り上げ、中学校8校及び体育施設16施設に設置し、生徒及び施設利用者の安全・安心の確保をするものであるとの説明がなされました。

学校教育課関係では、教育調査研究に要する経費として、これは中学校入学前の小学校5、6年生を対象にソーシャルスキルトレーニング及びいじめ防止プログラムなどを実施し、児童間の人間関係調整機能の向上を図り、いじめや不登校の未然防止策を講じると同時に教育相談員を学校に派遣し、不登校傾向及びいじめ被害児童の早期発見・早期対応に関する調査研究を市内の小学校2校を選定し実施するものであるとの説明に対し委員より、学校の選定に当たっては慎重に対応してほしいとの要望がなされました。

生涯学習課関係では、文化振興に要する経費として、これは別府短歌・俳句の会開催負担金及び日本ペンクラブ平和の日開催補助金であるとの説明に対し委員より、この大会を開催するに当たり別府市の市民文化の向上・発展、文化振興に多大な貢献がなされるようしっかり取り組んでほしいとの要望がなされました。

そのほか当委員会が所管する各課の説明がなされましたが、いずれも当局の説明を了とし、議第44号平成19年度別府市一般会計補正予算（第1号）総務文教委員会関係部分を採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第52号指定管理者の指定についてであります。

別府市民球場の管理は場所が実相寺中央公園内にあり、現在、財団法人別府市総合振興センターがサッカー場や実相寺球場等を含めた実相寺公園グループを管理している関係から、今回、財団法人別府市総合振興センターを指定管理者に指定するものであるとの当局説明に対し委員より、今回は新球場ということでもあり、協定書締結に際しては十分なる協議をしていただきたいとの要望がなされ、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議第47号政治倫理の確立のための別府市長の資産等の公開に関する条例及び別府市議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正について、議第49号別府市消防団員

等公務災害補償条例の一部改正について、議第50号新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更についての以上3件については、当局の説明を了とし、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第57号市長専決処分について、議第58号市長専決処分について、議第59号市長専決処分についての以上3件の市長専決処分については、当局の説明を了とし採決の結果、いずれも承認すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託を受けました議案8件に対する審査の経過と結果についての御報告といたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（山本一成君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告及び討論の通告はありませんので、これより上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第52号指定管理者の指定についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件について、委員長報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第44号平成19年度別府市一般会計補正予算（第1号）に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に議第45号平成19年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から、議第51号工事請負契約の締結についてまで、及び議第53号大分県交通災害共済組合規約の変更について、以上8件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上8件については、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上8件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第54号から議第60号までの以上7件の市長専決処分についてに対する各委員長の報告は、いずれも承認すべきものとの報告であります。以上7件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上7件は、各委員長報告のとおり承認することに決定をいたしました。

次に日程第2により、議第61号副市長の選任につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第61号は、本市副市長に、松丸幸太郎氏を選任いたしたいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

上程中の議第６１号については、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、上程中の議第６１号については、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

それでは、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

（１８番・野田紀子君登壇）

○１８番（野田紀子君） 日本共産党議員団を代表して、議第６１号に反対の討論をいたします。

平成１５年第２回臨時議会で、行革のために助役を１人制にし、平成１８年第２回議会で収入役を廃止、同時に助役２人制に戻しました。今回、前任の副市長の退任に伴う選任で、副市長２人制を維持するのですが、職員も議員も行革で定員が削減されている中でございます。副市長１人の人件費は約１，５００万円ですから、新たに選任せず、この経費はもっと有効活用すべきと考えます。

よって、この人事案件に反対を表明して、討論を終わります。（拍手）

○議長（山本一成君） 以上で、通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） これにて、討論を終結いたします。

これより、上程中の議第６１号について採決を行います。上程中の議第６１号副市長の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、本件は原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

ただいま、副市長の選任について同意を与えました松丸幸太郎君からごあいさつがありますので、お願いをいたします。

（新副市長・松丸幸太郎君、フロアに立つ）

○新副市長（松丸幸太郎君） ただいま選任の御同意をいただきました、松丸幸太郎でございます。

日本一の温泉都市であります、ふるさと別府市で仕事をさせていただきますことは、身に余る光栄でございます。微力でございますが、浜田市長を補佐いたしまして、市勢発展のために全力を尽くしたいと考えております。議員の皆様方の御指導・御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。どうぞ、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（山本一成君） 次に日程第３により、報告第５号平成１８年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出についてから、報告第１４号寄附受納についてまで、以上１０件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

○副市長（林 慎一君） 御報告いたします。

報告第5号は、平成18年度別府市一般会計補正予算（第5号）及び（第6号）において繰越明許費として議決をいただきました道路改良事業外10事業について、報告第6号は、平成18年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）において繰越明許費として議決をいただいた公共下水道事業について、報告第7号は、平成18年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）において繰越明許費として議決をいただきました介護保険管理事業について、それぞれ繰越額が確定し繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第8号は、平成18年度別府市水道事業会計予算繰越計算書の提出についてであります。工事内容の見直し等に伴い、施設拡張改良事業外3事業につきまして、これらの事業にかかる予算を平成19年度に繰り越したもので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

報告第9号から報告第12号までの4件は、本市が出資いたしております法人につきまして、その経営状況を説明する書類を地方自治法第243条の3第2項の規定により提出するものであります。

まず報告第9号は、別府市土地開発公社の平成18年度決算書の提出についてであります。

別府市と連携のもと、経費節減等効率的な経営に努めながら、公有用地の処分事業等を推進してまいりましたが、公有地先行取得事業及び公有地処分事業はなく、土地造成事業用地処分事業につきましても、現在の経済環境の中、誘致が厳しい状況にあったとの報告でございます。

次に報告第10号は、財団法人別府市総合振興センターの平成18年度事業収支報告書及び平成19年度事業収支計画書の提出についてであります。

平成18年度は、独自事業の温泉給湯事業や駐車場事業のほか指定管理者事業として野口原及び実相寺のスポーツ施設や湯都ピア浜脇の運営管理等合計12の事業を実施いたしました。赤字体質から脱却し健全経営を目指すため、平成18年度から3カ年計画で経営改善プランをスタートさせ、積極的な事業展開並びに徹底した費用削減に取り組んだ結果、5年ぶりの黒字決算となりました。平成19年度も、独自事業並びに指定管理者事業の計12事業の運営を実施するとの報告でございます。

なお、平成19年度から会計年度を4月から翌年の3月までに変更いたしますので、平成18年度は6月から3月までの10カ月の決算となっております。このため、昨年度まで9月議会において報告をいたしておりました事業収支報告書を6月議会にて報告するものでございます。

報告第11号は、財団法人別府商業観光開発公社の平成18年度経営状況報告書及び平成19年度事業計画書の提出であります。

平成18年度事業においては、平成10年10月に経営譲渡して以来、借入金の返済事務等を行っております。平成19年度も前年度の事業に沿って、これらの事業を円滑に遂行してまいりたいとの報告であります。

次に報告第12号は、財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの平成18年度事業報告書及び平成19年度事業計画書の提出についてであります。

別杵速見東国東地域の市町村の出資を受け、同地域における中小企業勤労者等の福祉の向上のために設立されました公益法人で、市町村合併に伴い昨年6月に「財団法人別杵速見東国東地域中小企業勤労者福祉サービスセンター」から名称を変更いたしました。現在、約600事業所、約2,000名の会員数を数え、国及び市町村の補助金と会員の皆様の会費をもとに共済給付事業、健康管理事業、余暇活動事業等の福利厚生事業を実施いたし

ております。

平成１８年度においては、給付事業の見直し及び事務の効率化を推進いたしました。平成１９年度につきましては、他のサービスセンターとの協力関係を進めながら、利用者ニーズに沿ったサービスを提供していきたいとの報告でございます。

報告第１３号は、水路用地上における事故の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第１８０条第１項の規定により市長において専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により報告するものであります。

次に報告第１４号は、寄附受納の報告であります。観光関係、土木関係、及び教育関係に御寄附をいただいております。詳細はお手元の報告書のとおりでありますので省略させていただきますが、この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

以上１０件について、御報告を申し上げます。

○議長（山本一成君） 以上で、当局の説明は終わりました。

報告事項について質疑のある方は、発言を許可します。

○１４番（平野文活君） 報告第１１号、コスモピアの問題について質疑をさせていただきます。

私は、昨年６月の議会でも、この問題についてお伺いいたしました。その際に１０年間の期限が来年切れるということで、その１０年の期限が切れた平成２０年の時点でなお９億２，０００万の債務が残るという答弁をいただきました。その来年期限が切れるに当たって、この債務の解決のために来年に向けてどういう取り組みをどういうスケジュールで行う予定なのか、まずお伺いしたいと思います。

○商工課参事（永井正之君） お答えをいたします。

平成１０年１０月１６日締結の契約書に規定してございます、コスモピア敷地の譲渡につきましては、契約内容に従い来年任期満了、契約満了時点での更地評価額をもって株式会社トキ八さんと譲渡条件等について交渉する予定といたしてございます。御指摘のように満了時が来年と迫ってございます。本年度中に検討・協議が必要と考えてございます。公社の今後も含めまして方向性の案を固め、株式会社トキ八さんとも協議を予定させていただきます。

○１４番（平野文活君） 今、更地評価額というお話が出ましたが、土地の鑑定とかトキ八との協議とか、あるいはその協議を踏まえての議会への議案の上程とか、そういうものが具体的にいつごろの時期になる見通しなのか、もう少し具体的に答えていただきたいと思います。

○商工課参事（永井正之君） お答えをいたします。

年内に大体の方針を固めさせていただきたいと思ってございます。御質問の議会への提案は、来年の９月議会を予定させていただいております。

○１４番（平野文活君） そうすると、かなり差し迫ったスケジュールになるというふうに思います。そこで、改めて当時の議事録を読み直しをいたしました。平成１０年の９月議会の最終日に当時の井上市長が、この清算のスキームについて相当詳しく報告をしております。それによりますと、いわゆる底地と平面駐車場をトキ八に１０年間、年間の賃貸料７，９００万円で賃貸をする、そして１０年後にはトキ八にこの土地を譲渡する、時価評価額で譲渡する、そしてこの土地の１０年間の賃貸料ですね、いうなら７億９，０００万円となりますが、これを譲渡代金の一部の内払いとする、こういうことを当時の井上市長が説明をしております。これを例えば、どういう評価額になるかわかりませんが、例えば１０億円で売れたと仮定した場合、７億９，０００万円はすでに賃貸料としていただいている、そしてそれを内金として入れているわけだから、残り２億１，０００万円――現金としては――でトキ八に譲渡する、こういう計算になるわけですね。したがって、９

億2,000万円の債務解消のためには足りないから7億1,000万円のさらなる公金投入が必要だ、こういう例え話であります、そういうことになるのだというふうに理解していいのでしょうか。

○商工課参事（永井正之君） 議員御指摘のとおりと、認識をいたしております。

○14番（平野文活君） そうしますと、どういう評価額になるかによりますけれども、相当大きな公金投入が迫られるのではないかと、いうことを非常に危惧いたします。改めて当時の井上市長のスキームの報告を読みながら、このような清算の方式をよく当時の議会も認めたなという思いがしているわけであります。例えば、土地を借りている人が、10年間その地代を払い続けた、そして10年後にその土地を買い取るようになったが、その10年分の地代を土地代金の内金として扱う、こういう取り引きが市民の理解、一般常識的に考えて理解が得られるのだろうか、ということを率直に、素朴に思います。ですから、やっぱりいわゆる大詰め協議が始まるわけでありますが、契約書6条にある10年間支払った賃貸料は、これを譲渡代金の一部に充当するというこの項目については見直しを求めるということを含めた再協議から始めるべきではないかなというふうに思いますが、どうお考えでしょうか。

○商工課参事（永井正之君） お答えをいたします。

当時の事情を、つぶさに調査をさせていただいてございます。ぎりぎりの交渉を進められたというふうにお聞きをしております。市も一步下がり、またトキ八さんも一步下がっていただいて、また金融機関も一步下がっていただく、そういう厳しい交渉の中での契約内容でございますので、このまま履行させていただきたいと考えてございます。

○14番（平野文活君） 公共用地、市有地を民間に貸す、あるいは民間以外の公共団体に貸す場合とかいろんな、どれくらいの賃貸料が必要だというような規定が別府市にあるというふう聞いております。また場合によっては無償で貸すというようなことも時々、この議会にも独占的使用権というような形で議会にもかかることもあります。そういうきちんとした手続をしないまま、事実上無償で貸したということになるわけですが、そういうことが別府市の条例などいろんな法規上可能なかどうか。「ぎりぎりの交渉の結果」というお言葉がありましたが、例えどんな事情があろうと、そういう法的な点は完全にクリアできているのだろうか、ということを非常に疑問に思うのですけれども、いかがでしょうか。

○商工課参事（永井正之君） お答えをいたします。

契約内容につきましては、別府市、トキ八さん双方の交渉の中で合意した条件でございます。契約内容につきましては、当時十分精査をいたしておりますので、法に抵触するようなことはないかと解してございます。

○14番（平野文活君） そもそも第三セクターに対する債務保証ということが、やっぱり間違っていたというふうに思います。またその大前提には北浜開発といいますが、コスモピアの設立経過を見ると非常に計画自身が無謀な計画だったというふうに思うわけであります。そのいうならツケを、市民の税金でもって穴埋めする。すでに現在までにといいますか、平成10年までに約30億の公金を投入したのですね。その後10年間で7億9,000万円の公金を投入したということになるわけで、それにさらに加えてどれくらいになるかわからない公金投入が迫られる。こういう被害を市民に与えたこの計画について、私はやっぱりきちんとした総括を行い、歴代市長に責任があるというふうに思うのですけれども、現市長としての何といいますか、評価なり見解なり、やっぱりきちんと市民にわかりやすく説明をする必要があるというふうに思います。

そもそも第三セクターへの債務保証の問題ですが、昨年11月に横浜地裁において判決が出された、違法だという判決が出された。そしてそれを受けてことし3月に、杵築市が

住吉浜に対する債務保証の議決を撤回したという経過がありますが、私はそういう意味では第三セクターに対する債務保証そのものについても、やっぱり別府市としての現時点での見解を改めて明確にした上で、私はこれ以上の公金投入はできないという立場でトキハとの協議に当たるべきではないかなというふうに思いますが、市長、そういったいわゆる北浜開発の経過はよくよく御存じだと思いますが、私自身はその当時議員でもありませんでしたので、いろんな資料を見て判断するしかないのですけれども、市長自身もそういう見てこられた当事者の一人として、このいよいよ最終的な清算の時期にたまたまに市長になられているというような立場から見て、このいわゆる清算スキームの総仕上げの段階でどういう基本的な立場でこの協議に当たっていくのか、清算に当たっていくのか、そこら辺の基本的考え方をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○副市長（林 慎一君） お答えいたします。

ただいま参事の方からも御説明をさせていただきましたけれども、このコスモピア問題につきましては、やはり別府市の、これまでの中でも大きな問題でございました。当時やはり市並びにトキハさん、それから銀行にも債権放棄とかいろんな問題を含んだ中で、最終的に苦渋の選択の中で現在、トキハさんと契約をさせていただいてこの10年を迎えるわけでございます。最終的には来年度のコスモピアの敷地の譲渡金額等につきましては、契約満了時点で決定をするわけでございますけれども、当然この問題につきましては、議会とも十分御相談をさせていただく中で対応していきたいというふうに思っております。

○14番（平野文活君） いずれにしても、市民の理解が得られる、きちんとした説明責任が果たせるような、そういう中身で大詰め協議を行っていただきたいということを再度申し上げまして、私の質疑を終わります。

○議長（山本一成君） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

以上10件の報告は、議会に対する報告でありますので、御了承をお願いいたします。

次に日程第4により、議員提出議案第5号道路特定財源の堅持と地方道路整備財源の充実に関する意見書から、議員提出議案第8号安心して暮らせる地域医療を守るため医師の確保を求める意見書まで、以上4件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第5号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（10番・萩野忠好君登壇）

○10番（萩野忠好君） 議員提出議案第5号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

道路特定財源の堅持と地方道路整備財源の充実に関する意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基本的な社会基盤であり、その整備は住民が長年にわたり熱望してきているところである。

また、少子・高齢化が進む中、活力ある地域のまちづくりを推進するため、安全で安心できる国土の実現を図るためには、道路の整備はより一層重要となっている。

このような中、国においては、昨年末「道路特定財源の見直しに関する具体策」を決定し、「道路整備に対するニーズを踏まえ、その必要性を具体的に精査し、引き続き、重点化、効率化を進めつつ、真に必要な道路整備は計画的に進めることとし、19年中に、今後の具体的な道路整備の姿を示した中期的な計画を作成する」とされているが、道路特定財源制度は立ち遅れた我が国の道路整備推進のため、道路利用者がその利用に応じて整備費を負担する受益者負担の目的税として制度化されたもので、その用途は全て道路整備に充当されるべきである。

よって国においても、社会資本整備重点計画法の趣旨に則り、福祉の向上、社会経済の発展と密接にかかわる道路整備を長期的視点に立って着実に推進するとともに、その財源

として道路特定財源を確保されるよう下記の事項について強く要請する。

記

1、「道路特定財源の見直しに関する具体策」で、中期的計画の作成にあたっては、地方の意見を十分に反映し、受益者負担の合理的な考えに基づく制度である道路特定財源を堅持すること。

2、地方の道路整備について、自主性・裁量性を高め、住民ニーズを反映した地域の課題に的確に対応した整備を機動的に進められるため、国道10号の拡幅、国道500号及び別府挾間線等の幹線道路網の整備に必要な資金の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年6月20日

別 府 市 議 会

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

経済財政政策担当大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。
これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。
上程中の議員提出議案第5号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第6号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（1番・穴井宏二君登壇）

○1番（穴井宏二君） 議員提出議案第6号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書

本来であれば、数十年に一度というレベルの異常気象がこのところ頻発している。温帯低気圧が台風並みに猛威をふるい、それに伴う洪水や土砂災害、さらには集中豪雨や竜巻の頻発などにより、多くの人命が失われ、家屋や公共施設、農作物にも甚大な被害がもたらされている。また、海岸侵食の進行や夏の猛暑も例年化している。こうした異常気象や猛暑は、地球温暖化による疑いが濃厚であると多くの識者が指摘しているところである。

このような状況下、環境立国をめざす日本は、海岸保全や防災のための施策はもちろん、確実に地球環境を蝕んでいる地球温暖化を防止するための抜本的な施策を講ずべきである。
以上の観点から下記の事項について政府に強く要望する。

記

1、集中豪雨等による災害に強い堤防や道路等の基盤整備、まちづくりの推進と、海岸侵食対策を積極的に進めること。

2、集中豪雨や竜巻等の局地予報体制の充実のために、集中豪雨や竜巻発生の短時間予測が可能なドップラーレーダーを計画中のところ以外にも増やすと同時に、緊急避難が無事できるよう体制を確立すること。

3、学校施設や事業所等の屋上緑化、壁面緑化（緑のカーテン）のほか、環境に優しいエコスクールの推進、自然エネルギーの活用を組み合わせる教室や図書館等への扇風機やクーラー等の導入を図ることなどを、積極的に進めること。

4、森林資源などのバイオマスや太陽光、風力、小水力などの自然エネルギーの積極的利用を進めるとともに、バイオマスタウンの拡大や関係の法改正等に取り組むこと。

5、今国会で成立した「環境配慮契約法」を実効性のあるものとするため、まず国・政府が率先して温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を積極的に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年6月20日

別府市議会

内閣総理大臣

文部科学大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第6号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第7号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（3番・原田孝司君登壇）

○3番（原田孝司君） 議員提出議案第7号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

教育予算の拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとってきわめて重要なことです。

現在、多くの都道府県で、児童・生徒の実態に応じ、きめ細やかな対応ができるようにするために、少人数教育が実施され、保護者や子どもたちから大変有益であるとされています。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が縮小されたことにより、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、学校施設などを含めて教育環境の整備が厳しい状況となりつつあります。

自治体の財政力や保護者の経済力の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に差があってはなりません。

教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な教育が受けられる必要があります。そのため、教育予算を国全体として確保・充実させる必要があります。

そこで、教育予算拡充のために、以下のことを求めます。

記

1、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

2、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。また、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年6月20日

別府市議会

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第7号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第8号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（2番・加藤信康君登壇）

○2番（加藤信康君） 議員提出議案第8号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

安心して暮らせる地域医療を守るために医師の確保を求める意見書

全国的に医師不足が社会問題化する中、昨年7月28日厚生労働省の「医師の需給に関する検討会」が報告書をまとめました。

この報告書では、「医師は基本的に足りている」との現状認識から「地域別・診療科別の偏在さへ解決すれば、医師増員の抜本的施策はとらない」と結論づけています。

しかし、今、全国各地の医師不足は、病院や診療科の閉鎖という事態を招き、住民・患

者の命と健康を脅かしています。

とりわけ大分県においては、その影響は顕著となっています。竹田市においては、唯一の救急指定病院が医師不足のために無くなり、子どもを産もうにも産婦人科の病院が無い地域や、リハビリ病棟の無い地域など、住民にとって安心の地域医療とはほど遠い、深刻な問題となっています。

そこで、安心して暮らせる地域医療を守るために、以下のことを求めます。

記

- 1、医療供給体制を充実させるために、医学部の定員増など医師数を増員すること。
- 2、大学医学部の地域医療に従事することを前提とした「地域枠の設定」「地域枠と奨学金の創設」などの施策を推進すること。
- 3、医療機関の人材・人員確保のために男女がともに利用しやすい現行育児休業法の課題や不利益の解消を行うこと。
- 4、産婦人科・小児科の無医師地区及び救急指定病院のない地区へは、緊急の課題として医師の派遣・配置に尽力すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年6月20日

別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

- 議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第8号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第5により、別府市農業委員会委員の推薦を行います。

（推薦予定者除斥）

- 議長（山本一成君） 本件に関しましては、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、昨年の第2回市議会定例会において本市議会が推薦した農業委員会委員であります、

清 成 宣 明 君

岩 男 三 男 君

以上の2名の方々から、平成19年7月19日付をもって委員を辞任する旨の届け出がなされており、市長から議長あてに後任者の推薦依頼がありました。よって、この際、本

市議会が推薦した委員の方々の辞任が、平成１９年７月１９日付で決定した場合における後任者の推薦を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、別府市農業委員会委員の後任者の推薦を行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

後任者２名については、議長において指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、後任者２名については議長において指名することに決定をいたしました。

ただいまの決定に基づき、別府市農業委員会委員の後任として、

２３番 三ヶ尻 正 友 君

２５番 河 野 数 則 君

以上２名の方々を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名をいたしました２名の方々を別府市農業委員会委員の後任として推薦することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、さきに本市議会が推薦した現農業委員会委員の方々の辞任が平成１９年７月１９日付をもって承認された場合に、ただいま指名をいたしました２名の方々を後任の別府市農業委員会委員に推薦することに決定をいたしました。

（除斥者入場）

次に日程第６により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しておりますよう、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。

各議員から申し出のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、各議員から申し出のとおり議員派遣することに決定をいたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定をいたしました。

以上で議事のすべてを終了いたしました。昨日、東京都において開催されました全国市議会議長会第８３回定期総会におきまして、２０年にわたる永年勤続市勢振興功労者として、佐藤岩男君、三ヶ尻正友君、永井正君、清成宣明君、以上４名の方々がはえある特別表彰を受けられました。表彰状並びに記念品を私がお預かりしてまいりましたので、ただいまから表彰状並びに記念品の伝達を行います。

○議会事務局長（岩本常雄） それでは、ただいまから表彰状並びに記念品の伝達式を行います。

三ヶ尻正友議員、永井正議員、清成宣明議員は、恐れ入りますが、議場中央のフロアま

でお越しいます。

なお、佐藤岩男前議員は、都合により本席に出席できませんので、表彰状並びに記念品につきましては、後日お渡ししたいと存じます。

（被表彰者、フロアに立つ）

○ 議会事務局長（岩本常雄） それでは、議長から表彰状並びに記念品の伝達をお願いいたします。

○ 議長（山本一成君） 表彰状

別府市 三ヶ尻 正 友 殿

あなたは、市議会議員として20年の長きにわたって市勢の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第83回定期総会に当たり、本会表彰規定によって特別表彰をいたします。

平成19年6月19日

全国市議会議長会会長 藤田博之

おめでとうございます。

（表彰状及び記念品授与）（拍手）

○ 議長（山本一成君） 表彰状

別府市 永 井 正 殿

以下、同趣旨であります。おめでとうございます。

（表彰状及び記念品授与）（拍手）

○ 議長（山本一成君） 表彰状

別府市 清 成 宣 明 殿

以下、同趣旨であります。

（表彰状及び記念品授与）（拍手）

○ 議会事務局長（岩本常雄） ここで、市から記念品の贈呈がございます。それでは、市長よろしくをお願いいたします。

○ 市長（浜田 博君） おめでとうございます。

（記念品授与）（拍手）

○ 議会事務局長（岩本常雄） 続きまして、市長にお祝いの言葉をお願いいたします。

〔市 長 祝 辞〕

○ 市長（浜田 博君） 別府市を代表いたしまして、一言お祝いを申し上げます。

昨日開催されました全国市議会議長会第83回定期総会におきまして、永年勤続20年以上の特別表彰を受けられました三ヶ尻議員、永井議員、清成議員、そして御勇退されました佐藤前議員、まことにおめでとうございます。心から、お喜びを申し上げます。

皆様方は、長きにわたり別府市民の代表として、別府市勢の発展と市民の福祉向上、さらには市議会運営等に対し御尽力された功績はまことに顕著であり、ここに敬意を表しますとともに、市民を代表いたしまして、衷心より感謝とお礼を申し上げます。

三ヶ尻議員、永井議員、清成議員におかれましては、いずれも市議会議長経験者でございます。今日まで積み重ねてこられました豊富な経験と知識を十分に発揮され、別府市勢のさらなる飛躍・発展のためになお一層の御尽力を賜りますよう、お願い申し上げまして、私のお祝いの言葉とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

平成19年6月20日

別府市長 浜 田 博

おめでとうございます。（拍手）

○ 議会事務局長（岩本常雄） それでは、ここで被表彰者を代表いたしまして、三ヶ尻正

友議員からごあいさつをお願いいたします。

〔被表彰者代表謝辞〕

○ 23番（三ヶ尻正友君） ただいま表彰いただきました4人を代表いたしまして、一言ごあいさつ申し上げます。

私たち、今、全国市議会議長会会長、また20年の長きにわたり議員を務めさせていただいたわけですが、いろいろ経過がございまして、私は昭和50年当選組でございまして、そして私の同期には、現職の議員として残っておられる方は、県会議員に転向いたしました荒金信生、伊藤敏幸両議員が私たちの同期でございます。次に佐藤岩男さんは、昭和54年に当選いたしました、そのときの同期が今この議場に残っておられる方は首藤正議員、泉武弘議員、そして今そこに座られております浜田市長さんでございます。そして58年に当選された方は、議場に残っておられる方が浜野弘議員、内田有彦議員それから河野数則議員、江藤勝彦議員の4人でございます。そして、きょう表彰を受けられましたお二人は62年の当選組でございます。非常に長きにわたって市民の皆様方の温かい御支援、そしてまた市執行並びに同僚の皆様方の御支援・御協力を得て今日があるわけでございます。本当にありがとうございます。

そしてまた、ちょっと余分にはなりますけれども、非常に感慨深いものがございます。と申しますのも、私たちが当選させていただいたときに同僚議員として机を並べておられましたお二人の議員さんの御子息が、今こうしてここに机を並べておるわけでございます。お一人は、昭和34年に当選いたしました豊田実先生の御息女、ことし初当選されました乙咩千代子議員、それから昭和46年に当選いたしておりました吉富孝夫先生の御子息でございます吉富英三郎議員でございます。お二人の先生方は私たちに時には優しく、また時には厳しく私たちに御指導いただきまして今日があるわけございまして、また御子息と御息女の方々は、非常に先生方の御意志を継いで市民のため、また別府市政のために頑張る覚悟があると聞いておりますので、私も非常に期待を申し上げておる次第でございます。頑張ってくださいと思います。

最後になりますけれども、私たち表彰を受けました4人は、今後とも市民の皆様方の温かい御支援、そして同僚議員の皆様方、市執行部の皆様方の御指導・御鞭撻を心よりお願いを申し上げまして、一言でございますけれども、（笑声）私のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

（被表彰者、自席に着く）

○ 議会事務局長（岩本常雄） 以上をもちまして、表彰状並びに記念品の伝達式を終わります。

○ 議長（山本一成君） お諮りいたします。

以上で平成19年第2回市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で平成19年第2回市議会定例会を閉会いたします。（拍手）

午前11時24分 閉会